

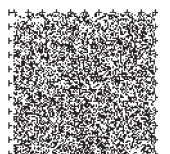
第6次館山市障害者基本計画、 館山市障害福祉計画（第7期）及び 館山市障害児福祉計画（第3期）

概要版



令和6年3月
館山市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

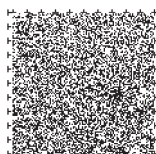
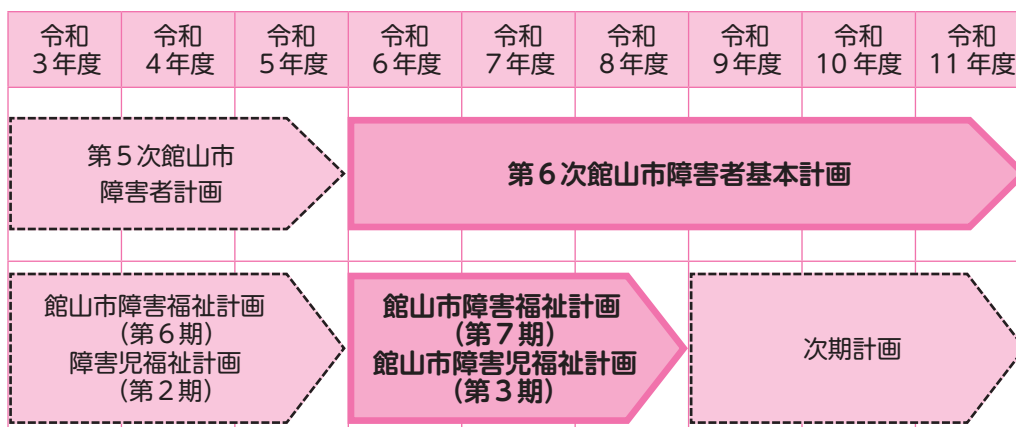
国は、全ての国民が、障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、制度を整備してきました。

令和5年には、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を策定しています。その中では、障害のある人が自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援すると共に、障害のある方の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることとしています。

このたび、平成30年度から令和5年度を計画期間とした「第5次館山市障害者計画」、令和3年度から令和5年度を計画期間とした「館山市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」が期間満了を迎えることから、令和6年度を初年度とする「第6次館山市障害者基本計画、館山市障害福祉計画（第7期）及び館山市障害児福祉計画（第3期）」を策定し、引き続き、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの実現に取り組んでいくこととします。

2 計画の期間

計画期間は、障害者施策の基本方向を総合的・体系的に定める「第6次障害者基本計画」については令和6年度から令和11年度までの計画期間を6年間とし、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」に基づきそれぞれ3年ごとに見直しが求められている「障害者福祉計画（第7期）」「障害児福祉計画（第3期）」については、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、国の障害者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。



3 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市民等のニーズや課題を把握し、それらを計画に反映させていくため、アンケート調査を実施すると共に、策定段階から関係者及び市民の意見聴取を行うため、館山市障害福祉計画等策定委員会での協議・検討を行いました。

(1) 館山市障害福祉計画等策定委員会の開催

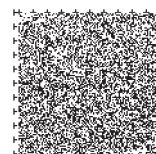
本計画の策定に当たって、医療機関や障害のある方及び障害者団体、社会福祉施設、就労関係、教育関係、関係機関の代表者で構成される館山市障害福祉計画等策定委員会を開催し、委員から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

令和5年11月に実施した「障害福祉に関するアンケート調査」の結果をもとに、市の障害福祉や今後の取組への意向に関する意識の把握を行い、計画策定の基礎資料としました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを令和6年2月9日から2月22日にかけて実施しました。



計画の基本的方向

1 基本理念

わが国では、少子高齢化等が急速に進む中、誰もが福祉の受け手となり、担い手となる、自助・互助・共助・公助の仕組みの確立が急務となっています。

また、本市では、昭和49年に福祉都市を宣言し、「ひとりひとりを大切にする人間尊重の理念のもと、あらたな自覚と認識にたち、明るく豊かな文化福祉都市」の実現を目指してまちづくりを進めてきました。

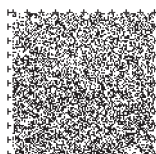
本計画では、こうした国の現状やこれまでの市の取組を踏まえ、本市が市民と共に障害者施策を推進していくための基本理念（前提とする考え方）を引き継ぎ、「一人ひとりが尊重しあい、生き方を選び、共に輝く文化福祉都市」とします。

基本理念

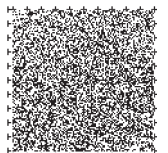
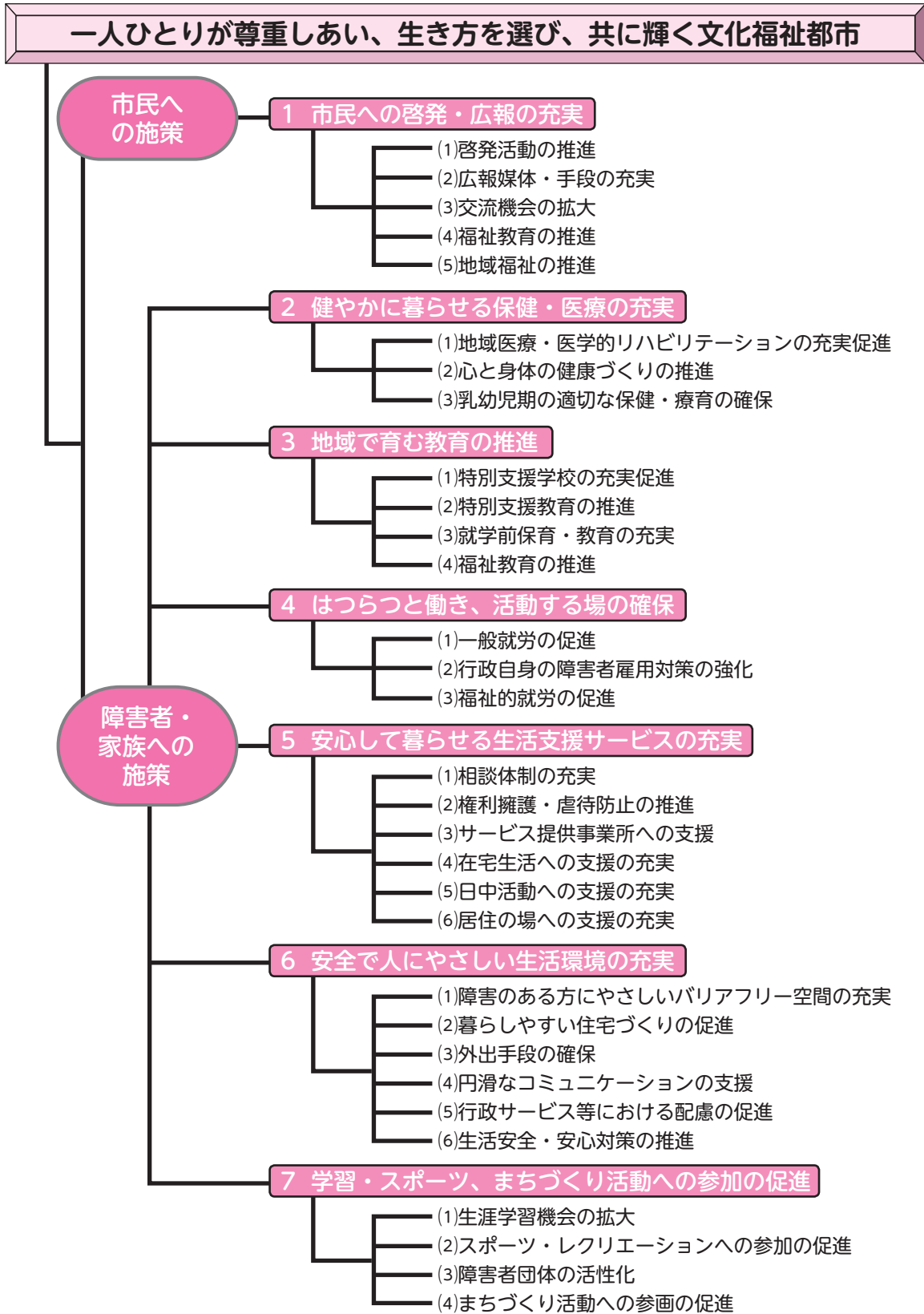
**一人ひとりが尊重しあい、
生き方を選び、
共に輝く文化福祉都市**

- 「一人ひとりが尊重しあい」とは、障害のある方もない方も、すべての人がお互いに人権を尊重するまちづくりのことです。
- 「生き方を選び」とは、すべての障害者が、自分の望む生き方を、主体的に選び、決めることができるまちづくりのことです。
- 「共に輝く文化福祉都市」とは、すべての障害者が、自分の個性を発揮して地域で活躍し、地域での支えあいのもと、きめ細かな支援サービスを受けながら文化的な生活を送れるまちづくりのことです。

この基本理念に基づき、誰もが安心して、自分らしく生き生きと暮らせる館山を目指します。



2 施策の体系



3 重点施策

「基本的な考え方」で掲げた7つの基本方針に基づいて、第6次館山市障害者基本計画、館山市障害福祉計画（第7期）及び館山市障害児福祉計画（第3期）を推進することにより、障害のある方もない方も、安心して生活できるまちづくりを目指します。本計画では特に6つの重点施策を設定し、積極的に取り組みます。

(1) 障害のある方が安心して暮らせる情報共有の環境づくり

障害のある方向けの各種サービスは、障害のある方を社会全体で支えていく仕組みとして着実に定着しつつあります。

しかしながら、こうした制度やサービスの情報が、障害のある方とその家族に十分伝わっていないのが現状です。

こうした施策による効果をあげるためには、障害福祉に関わる専門家や各種サービスを利用する障害のある方とその家族に対して、制度の変化や施策の内容を分かりやすく伝える方法を工夫する等、さらなる情報提供の体制の充実を図ります。

(2) 相談支援体制の強化

障害のある方が、様々なサービスの中から、必要なサービスを自ら選択し、利用できるシステムを構築することが求められています。相談機能の充実は、その中でも重要な役割を占めます。

今後は、全ての障害のある方の相談に、その障害の種類や程度に応じたきめの細かい対応ができるように相談体制を充実させると共に、障害のある方が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ることが重要です。

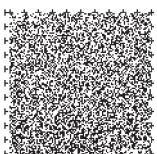
また、障害児の生活課題から、障害のある方への虐待の問題、高次脳機能障害や発達障害まで、障害のある方の課題は多様化しています。

こうした状況に対応できるよう、相談員の学習や研修への参加を促進し、相談・支援能力の向上を図ります。

(3) 災害時の障害のある方への支援体制の充実

障害のある方とその家族には、災害等の緊急時に十分な支援を受けられるかどうか不安を抱いている人が少なくありません。障害のある方の中には、緊急に支援が必要な場合にも、誰も支援してくれる人がいないというケースもあります。

こうした状況を改善していくため、障害のある方や障害のある方のいる世帯に対して、民生委員や地域の人々の見守り活動を充実させ、支援を求める障害のある方を早期に発見し、適切な手助けを受けられるようにしていきます。



(4) 自立するための基盤づくり

障害のある方が、地域の中で自分らしく生活していくためには、障害のある方を支援する体制を整備すると共に、障害のある方自身が、こうした支援を受けながら、様々な機会を利用して積極的に社会参画し、自立に向けて取り組んでいくことが重要です。

障害のある方の中には、様々な事情によって、仕事に就くことが困難なケースもあります。こうした人々の日常の活動場所を充実させていくことも大切です。

市内の福祉資源を有効活用すると共に、隣接市町との連携のもとに、障害のある方が地域の中で自立し、生活できるよう支援していくことが課題です。

(5) 障害のある方の権利の尊重と差別のない社会づくり

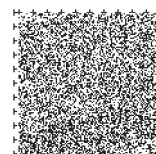
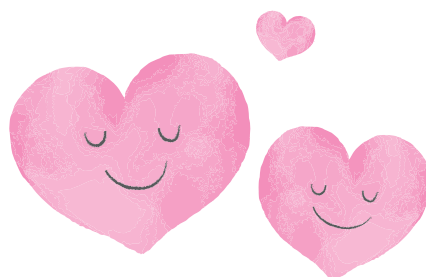
障害者施策においては、障害の有無に関わらず地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念が以前より掲げられてきましたが、それを補うための法制度等の整備の遅れや、地域において理解があまり進んでいなかった面も見られました。

権利の尊重としては、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する日常生活自立支援事業や、後見人などが法律行為を代理する成年後見制度が整備・運営されており、利用者・相談者も増加傾向にありますが、より一層制度の周知に重点を置いた利用の促進に努める必要があります。

(6) 行政からの率先した取組

障害者施策の推進に当たっては、市民一人ひとりの心がけが非常に大きな役割を果たします。一方で、障害福祉に関するアンケート調査では、どのように取り組んでよいか分かりにくいという市民の声も聞かれます。そのため、市民の意識に働きかけることが可能な分野から行政が率先して取り組みを示します。

就労の分野においては、民間企業や官公庁に対して法定雇用率が示されており、市ではこれを達成することに加え、達成が十分でない民間企業等への働きかけを行ったり、「障害者優先調達推進法」に基づいた物品の調達を行う際には、市民にも利用が可能な機会を設置できないか検討します。



計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、国や県、館山市地域自立支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害のある方が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるP D C Aサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、館山市地域自立支援協議会等の意見を聴くと共に、その結果を市ホームページ等で公表します。

第6次館山市障害者基本計画、 館山市障害福祉計画（第7期）及び 館山市障害児福祉計画（第3期）概要版

〔発行年月〕 令和6年3月
〔編集・発行〕 館山市 健康福祉部 社会福祉課
〒294-8601
千葉県館山市北条1145番地の1
T E L : 0470-22-3492
F A X : 0470-23-3115

